

【別紙】

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成23年5月2日付け23経営第269号農林水産省経営局長通知）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的 <u>東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</u> <u>しかしながら、東日本大震災により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下Iにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受け亡失しており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースもみられるところである。</u> <u>また、東日本大震災により著しい被害を受けた農業法人（以下「被害農業法人」という。）については、滅失した資産に係る既往債務が残ることによる自己資本の減少に加え、経営再開に必要な資金を通常の長期借入で調達した場合、自己資本比率がさらに低下してしまうことから、民間金融機関からの資金調達が困難になる等、迅速な経営再開に支障を来すことが懸念される。</u> <u>このような事態に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、</u> (1) これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付（融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する貸付けをいう。以下同じ。）を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧・復興のために必要な資金の円滑な融通を図るとともに、 (2) 被害農業法人に対し、金融検査上自己資本とみなし得る完全無担保・無保証人貸付（資本性を確保するため、新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2(4)の資金に限る。）を措置することで、被害農業法人の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化等を図り、もって迅速な経営再開を支援することとする。</p> <p>第2 事業内容 1 対象者</p>	<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的 <u>東日本大震災により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</u> <u>しかしながら、東日本大震災により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下Iにおいて同じ。）については、主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受け亡失しており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースもみられるところである。</u> <u>また、東日本大震災により著しい被害を受けた農業法人（以下「被害農業法人」という。）については、滅失した資産に係る既往債務が残ることによる自己資本の減少に加え、経営再開に必要な資金を通常の長期借入で調達した場合、自己資本比率がさらに低下してしまうことから、民間金融機関からの資金調達が困難になる等、迅速な経営再開に支障を来すことが懸念される。</u> <u>このような事態に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、</u> (1) これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付（融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する貸付けをいう。以下同じ。）を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧・復興のために必要な資金の円滑な融通を図るとともに、 (2) 被害農業法人に対し、金融検査上自己資本とみなし得る完全無担保・無保証人貸付（資本性を確保するため、新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付けをいう。第2の2(4)の資金に限る。）を措置することで、被害農業法人の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化等を図り、もって迅速な経営再開を支援することとする。</p> <p>第2 事業内容 1 対象者</p>

第1(1)及び(2)の措置（「本措置」という。以下Iにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域をいう。）にほ場、事業所その他の事業拠点を有する被害農業者等で、東日本大震災により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。以下「被災農業者」という。）であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。なお、(2)の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金において、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、原則として本措置の対象外とするが、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。

(1)～(5) (略)

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11日）から令和3年3月31日までとする。

(削る)

II 令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号に係る貸付事業について

第1 目的

令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号（以下「令和元

第1(1)及び(2)の措置（「本措置」という。以下Iにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域をいう。）にほ場、事業所その他の事業拠点を有する被害農業者等で、その主要な事業用資産について、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。以下「被災農業者」という。）であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。なお、(2)の農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 貸付金の使途

本措置にかかる対象資金は、次に掲げるとおりとする。ただし、(2)、(4)及び(5)の資金については、原則として国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、本措置の対象外とするが、被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。

(1)～(5) (略)

3 貸付条件

本措置にかかる貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置にかかる貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置にかかる貸付対象期間は、地震の後（平成23年3月11日）から令和2年3月31日までとする。

II 平成30年6月28日から平成30年7月8日までの間の豪雨及び暴風雨に係る貸付事業について

III 令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号に係る貸付事業について

第1 目的

令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号（以下「令和元

年台風第19号」という。)により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が必要となっている。

しかしながら、令和元年台風第19号により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下IIにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつづ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（「本措置」という。以下IIにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、被害農業者等で、令和元年台風第19号により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者とする。

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。

- (1) 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 農林漁業施設資金
- (3) 農業基盤整備資金
- (4) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金（同要綱第3の2の(7)に定める資金を除く。）をいう。以下同じ。）

- (5) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2のIに定める資金をいう。以下同じ。）

3・4 (略)

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和元年10月10日から令和3年3月31日までとする。

III 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（「本措置」という。以下IIIにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等で、その影響を公庫において確認できた者とする。

年台風第19号」という。)により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、令和元年台風第19号により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下IIIにおいて同じ。）については、主要な事業用資産について令和元年台風第19号により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウを活かしつづ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（「本措置」という。以下IIIにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、被害農業者等で、その主要な事業用資産について、令和元年台風第19号により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者とする。

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。ただし、原則として補助残融資資金については、本措置の対象外とするが、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本資金の対象とするものとする。

- (1) 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 農林漁業施設資金
- (3) 農業基盤整備資金
- (4) 農業経営基盤強化資金

- (5) 経営体育成強化資金

3・4 (略)

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和元年10月10日から令和2年3月31日までとする。

IV 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（「本措置」という。以下IVにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等で、その影響を公庫において確認できた者とする。

2～5 (略)

2～5 (略)

附 則 (令和2年3月30日付け元経営第3174号)
この通知は、令和2年4月1日から施行する。